平成２２年（フ）第３１５号
茨城県土浦市中高津１丁目15―49　メゾンドゥ山手102、住民票上の住所茨城県つくば市上横場2348番地
債務者　大久保真一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第５２５号
群馬県前橋市富士見町原之郷1508番地１
債務者　磯田　正人（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２６１号
宮崎県日向市亀崎２丁目140番地３
債務者　黒木　芳美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２９７４号
横浜市保土ケ谷区藤塚町19番22―104号
債務者　齊藤　愛花
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９８６号
神奈川県海老名市浜田町23番24―207号
債務者　沼田　克子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０３７号
横浜市旭区市沢町917番地６　ライオンズマンション左近山201号
債務者　四郎丸治秀
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６４号
横浜市港北区下田町６丁目28番４号
債務者　川上なつみ
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１８１号
横浜市戸塚区戸塚町752番地２　リバーサイド伊東201号
債務者　中澤惠美子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２４０号
横浜市南区唐沢13番地１　花枝荘102
債務者　中丸　裕一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２８１号
横浜市鶴見区佃野町28番４号　インプルーブ・トーエー401
債務者　額賀　勝徳
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２９２号
横浜市金沢区大道１丁目37番４号
債務者　高橋英子こと　禹　　英子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２９６号
神奈川県藤沢市大庭7959番地　グリーンヒル飯島401
債務者　鈴木　昭毅
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３００号
横浜市鶴見区北寺尾２丁目13番５―306号
債務者　倉嶋千代美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３７号
北海道旭川市豊岡８条３丁目４番20号　リオ・グランデ325号室、申立時の住所北海道旭川市東光23条６丁目２番４号
債務者　一柳　磨子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４０号
北海道旭川市東光15条５丁目１番６号　チェリー15・５Ａ101
債務者　鹿山　可人
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４２号
北海道旭川市川端町２条５丁目２番20号
債務者　前田　満夫
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部